関係市町村等の意見について

1 関係市町村:13市町村

【(立地)郡山市 (隣接)会津若松市、須賀川市、二本松市、田村市、本宮市、大玉村、 天栄村、猪苗代町、平田村、三春町、小野町 (周辺)福島市】

- 2 関係市町村長の意見の状況:意見あり(1市) 意見なし(12市町村)
- (1) 意見あり(1市:福島市)

No.	市町村名	≪意見の内容≫ ≪意見の理由(概要)≫
1	【周辺】 福島市	 ≪意見の内容≫ 特定小売商業施設の持つ周辺地域への影響力を鑑み、下記の2点について要望いたします。 ① 周辺自治体との連携を進めていただきたい。 ② 地域産品の販売や観光情報の発信など地域貢献に積極的に取り組んでいただきたい。 ≪意見の理由(概要)≫ ① 広域的なまちづくりの見地から、防災や地域振興など周辺自治体との連携、協議が必要。 ② 県外から多くの利用者が想定されるため、地域振興として周辺自治体の産品や観光地のPRなどの貢献を期待。

(2) 意見なし(12市町村:郡山市、会津若松市、須賀川市、二本松市、田村市、本宮市、大玉村、 天栄村、猪苗代町、平田村、三春町、小野町)

意見なしの理由及び理由欄に記載された要望等について資料4(別紙) 参照

3 関係市町村の住民等の意見の状況:意見書の提出なし。

意見なしの理由等について

No.	市町村名	≪意見なしの理由等(概要)≫
1	【立地】 郡山市	≪意見なしの理由(概要)≫ 本届出書の内容は、福島県商業まちづくりの推進に関する条例第13条第3項第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる事項を勘案しても、商業まちづくりの推進を阻害するものではないため。
2	【隣接】 会津若松市	≪意見なしの理由(概要)≫ 今回の新設については、会津若松市民の生活環境に影響を及ぼす内容ではないことから、 特に意見はありません。
3	【隣接】 須賀川市	≪意見なしの理由(概要)≫ 福島県商業まちづくりの推進に関する条例第13条第3項の規定中、第1号については、新設届出に係る添付書面の見解に異議なしのため。第2号については、該当なし。第3号については、商業まちづくり基本構想の実現に与える著しい影響は無し。内容としては、須賀川市まちづくりビジョン2023に適合しており、第3章 第1−1将来都市像(P22)に、「誰もが安全で安心に、そして心豊かに暮らすことができる私たちの未来を、まちづくりの主体である市民をはじめ、地域、事業者、行政、そして、本市に関わるすべての人が支えあいながら協働してつくっていきます。」と示しており、新設予定地に、物販や飲食、その他健康・スポーツ・サービスなど様々な機能を備えた中核的施設が整備されることにより、市民の快適な日常生活へ寄与されると考えられるため。第4号から第6号については、新設届出に係る添付書面の見解に異議なしのため。
4	【隣接】 二本松市	 ≪意見なしの理由(概要)≫ (1)商業まちづくり基本構想に適合している。 (2)国土利用計画に適合している。 (3)二本松市都市計画マスタープランに適合している。 (4)二本松農業振興地域整備計画種の計画対象区域はないため新設予定地が与える影響は軽微である。 (5)立地適正化計画の計画対象区域ではないが、新設予定地は商圏20kmを想定しており、二本松市の都市計画区域を含んではいる。しかし、都市計画区域には類似する商業施設が多数あることから日常的に新設予定地を利用することは少なく二本松市内の商業施設の商圏への影響は軽微である。 (6)二本松市景観形成基本計画の計画対象区域ではないため、新設予定地が与える影響は軽微である。 (7)二本松市総合計画に適合している。 (8)二本松市復興計画基本方針に適合している。
5	【隣接】 田村市	≪意見なしの理由(概要)≫ 本届出書の内容について、福島県商業まちづくりの推進に関する条例第13条第3項第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項を勘案した結果、商業まちづくりの推進を妨げるものではないため。
6	【隣接】 本宮市	≪意見なしの理由(概要)≫ 今回新設ではあるが、現状既存施設が立地していることから当市への影響は軽微であると 考えられる。また、計画内容が当市の各基本計画に沿った計画であることから、意見なしと する。
7	【隣接】 大玉村	≪意見なしの理由(概要)≫ 新設届出書と県の基本方針及び土地利用関係計画と適合しているものと考えられること、 また、大玉村では商業まちづくり基本構想は策定しておりませんが、大玉村都市計画マス タープランにおける土地利用の方針において、国道4号の特性・利便性を活かした地域振 興に貢献できるものと想定されるため。
8	【隣接】 天栄村	≪意見なしの理由(概要)≫ 村の商業まちづくり等への影響が少ないと考えられるため。
9	【隣接】 猪苗代町	≪意見なしの理由(概要)≫ 特定小売商業施設の新設に係る届出書の内容について、福島県商業まちづくりの推進に 関する条例第13条第3項第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項を勘案した結果、 事業推進を妨げるものではないため。
10	【隣接】 平田村	≪意見なしの理由(概要)≫ 庁内関係各課に照会した結果、意見がなかったため。
11	【隣接】 三春町	≪意見なしの理由(概要)≫ 三春町商業まちづくり基本構想への影響が少ないと考えられるため。
12	【隣接】 小野町	≪意見なしの理由(概要)≫ 本届出書の内容について、福島県商業まちづくりの推進に関する条例第13条第3項 第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項を勘案した結果、商業まちづくりの推進 を妨げるものではないため。